令和８年（フ）第３１９号
宮崎市江南４丁目11番16―１号
債務者　湯浅　尋稀
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五島　自由
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３７号
大阪府貝塚市橋本979番地３　セントレア貝塚Ⅱ101号
債務者　橋詰　　勝
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　明俊
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３５８４号
大阪府東大阪市小若江２丁目13番８号
債務者　マッキー工業こと　牧山　　章
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　夛田　有里
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８１９号
大阪府大東市諸福５丁目２番58号　コスモス21パートⅡ305号
債務者　安村　久登
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角　　憲和
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９０２号
大阪市平野区瓜破１丁目10番５―507号
債務者　有吉　　誠
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　昌浩
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３６６号
大阪市都島区都島北通２丁目24番20号
債務者　乾　誠太朗
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊原　大輔
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第６５６号
北九州市小倉北区井堀３丁目６番３２－４０４号
債務者　小曳　隆史（旧姓小上）
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６６９号
北九州市八幡西区大浦１丁目５番16―109号、前住所北九州市小倉北区宇佐町１丁目２番11―101号
債務者　野村　裕二
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第９４号
山形県南陽市島貫557番地の６　コーポさゆり　101号室、前住所山形県東置賜郡高畠町大字金原1142番地の１
債務者　原田　　勉
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１０４号
山形県南陽市赤湯2825番地の２　Ｄ２ハイツわかば　Ｃ棟
債務者　佐藤　良一
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第６１２号
北九州市小倉北区真鶴１丁目７番33―407号
債務者　堀尾　延宏
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１４５１号
名古屋市中区千代田５丁目18番24号　松ケ枝住宅1106号
債務者　横地　鉦次
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４５２号
名古屋市中区千代田５丁目18番24号　松ケ枝住宅1106号
債務者　横地　勝子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１３６号
愛知県清須市清洲４丁目３番地14　第５山本ビル101、従前の住所愛知県清須市西市場３丁目13番地２　ガーデンハウスミズキ101
債務者　杉浦　　迅
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１２号
愛知県豊川市御津町西方梨野36番地５
債務者　岩永　浩志
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第６１３号
北九州市門司区矢筈町８番22号（102）
債務者　兒玉　明弘
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６５０号
北九州市若松区久岐の浜４番２―403号、前住所北九州市八幡西区高江４丁目２番23号（203）
債務者　古園井さおり
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部